

外国人患者受入環境整備に係る支援策のご案内

2022年10月26日開催

令和4年度 厚生労働省補助事業

「外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業」

外国人患者に対する言語サポートの種類と使い分け・活用例の紹介

概要

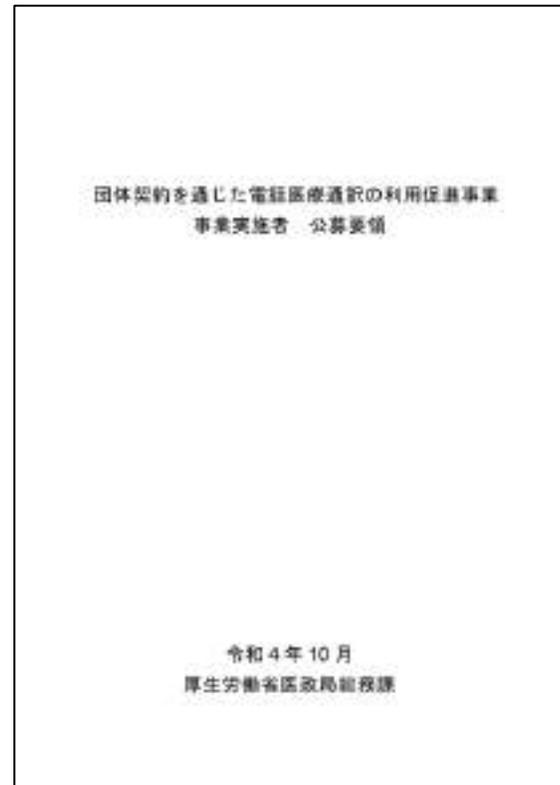
1. 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
2. 医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス
3. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業実施団体の三次公募
4. 医療通訳育成カリキュラム基準、医療通訳テキスト
5. 外国人向け多言語説明資料
6. 医療機関のための外国人患者受け入れ情報サイト
7. 外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアル
8. 夜間・休日対応ワンストップ窓口
9. 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報を登録
11. 日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス
12. 全国保健所長会の各種情報提供（外国人対応）

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業の三次公募

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00032.html

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、**契約費用の半分の補助**するものです。

現在、令和4年度事業の三次公募中です（令和4年10月31日まで）。



医療通訳育成カリキュラム基準、医療通訳テキスト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056944.html>

「医療通訳育成カリキュラム基準」は、医療現場で専門職者として機能する医療通訳者を育成するための実施要領です。本基準は、医療通訳者の役割、持つべき知識や能力、技能について明示し、そうした医療通訳人材を育成するための実施規定（受講条件、修了条件、研修形式、カリキュラム内容と時間配分、実務実習）を提示します。

「医療通訳テキスト」は、「医療通訳育成カリキュラム基準」を実施するための標準テキストとして、一定の能力を有した専門医療通訳者の育成を目指して作成されました。



医療通訳



「医療通訳育成カリキュラム基準」（平成29年7月1日版）表紙

外国人向け多言語説明資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語、ウクライナ語のひな形がダウンロードできます。

患者氏名
患者ID

English/英語

Patient Registration Form /診療申込書

Name /氏名		Sex /性別	
<input type="checkbox"/> Male/男		<input type="checkbox"/> Female/女	
Date of birth (YYYY/MM/DD) /生年月日		Age /年齢	
Year/年	Month/月	Day/日	years old/歳

Address or accommodation in Japan/在留又は日本での滞在先

Address in home country (for short-term visitors only)/本国の住所（短期滞在者のみ）

Phone No. (Home) /電話（自宅）	Phone No. (Mobile) /電話（携帯）
Nationality /国籍	Interpreter request /通訳の希望
Native language /母国語	Occupation /職業
Other languages spoken /母国語以外に対応可能な言語	Special considerations required for religious reasons /宗教などの理由により特別に配慮が必要な事項

Emergency contact details/緊急連絡先

Name /氏名	Relationship /患者との関係
Address /住所	
Phone No. (Home) /電話（自宅）	Phone No. (Mobile) /電話（携帯）

●Residential status in Japan/日本での滞在状況を教えてください。

Resident/在住 Short-term stay/短期滞在 Business/Business/Volunteer/旅行

Student/留学生 Other/その他

●Reasons for choosing this hospital/clinic/病院を選んだ理由を教えてください。

English/英語

Consent Form/同意書

To the director of the hospital/病院長様、

(Hospital name/病院名)

I/We have been given explanation according to the explanatory document on _____
(name of medical procedure) regarding the medical procedure to be performed on _____ (Year/Month/Day)
_____ 様が _____ 年 _____ 月 _____ 日に受ける医療行為に当たり、
_____ の説明書などにて下記の事項について説明しました。
(患者/病名)

- Name of disease, clinical condition/病名、病態
- Purpose, necessity and effect/risk of the treatment or examination/治療（検査）の目的、必要性・有効性
- Details, characteristics and precautions regarding the treatment or examination /治療（検査）の内容と性質および注意事項
- Risk of the procedure (treatment/examination) and their incidence rate/治療（検査）に伴う危険性とその発生率
- Precautions in the case of unexpected symptoms/complications/偶発症発生時の対応
- Possibility of alternative treatment/examination, and accompanying risk factors and incidence /代替可能な治療（検査）およびそれに伴う危険性とその発生率
- Possible outcome and prognosis if the treatment/examination is not performed /治療（検査）を行わなかった場合に予想される経過
- The patient's specific request(s)/患者様の具体的な希望
- Patient's contact information/患者様連絡先の確認
- Withdrawal of consent for treatment/examination/治療（検査）の同意撤回
- Blood transfusion related matters/輸血関連
- Explanation of the examination for infectious diseases/感染症検査に関する説明
- Patient's right to ask for another doctor's opinion (second opinion) /その他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求めることが出来ること
- Others/その他

■Date of explanation/説明年月日 _____ (Year/Month/Day)
Date/説明を行った時期

■Place/説明場所 _____

■Physician providing explanation/説明を行った医師名 _____
(Physician's signature or seal/署名または捺印)

■Witness for the hospital/病院側同意者 _____

■Witness for the patient/患者側同意者 _____
Relationship with the patient/患者との関係 _____

同意書（説明・検査等の実施フォーム） 2018年3月版

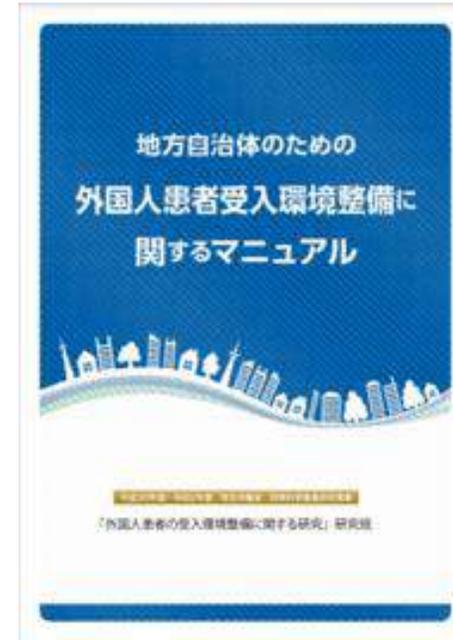
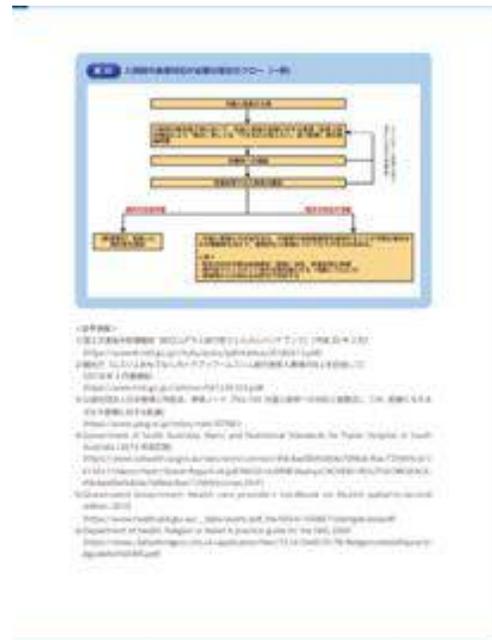
外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第3版）

地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

本マニュアルは「厚生労働省 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の専門家の議論等を踏まえ、医療機関および地方自治体における外国人患者の受入環境整備の資となるよう取りまとめられたものです。



夜間休日ワンストップ窓口

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の設置・運営の事業を補完するため、**夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において、相談窓口を開設しています。**医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（夜間の多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。

厚生労働省 外国人患者に係る医療機関向けサービス

外国人患者のことで相談したい、情報がほしい！

- ▶ 外国語に対応できる地域の医療機関を案内してほしい
- ▶ 電話医療相談サービスを利用したいがどこに連絡すればよいか
- ▶ 医療費の支払に不安がある。必要な対応はどのようなものか
- ▶ 治療費と健康保険について確認したい
- ▶ 帰国航空について確認したい 等

無料サービス

平日17時から翌朝9時まで
土日祝日は24時間対応

夜間休日ワンストップ窓口

☎ 03-6371-0057

受付時間：日本時間 24時間（アムステルダム時間）

英語が通じない、希少言語の電話通訳が必要！

タイ語、マレー・インドネシア語、ネパール語、モンゴル語、タミル語、ベトナム語、ヒンディー語、クメール語、エチオピア語、タガログ語、ベンガル語、ロシア語、ウクライナ語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、アフリカ語 の通訳を無料
*ウクライナ語は別途有料

有料サービス

24時間対応

希少言語遠隔通訳サービス

☎ 03-5366-6018 (平日9:30~18:00)
☎ 03-4332-1288 (平日夜間・土日祝日24時間)

受付時間：日本時間 24時間

Emergency Assistance Japan

医療機関における外国人対応に資する夜間・休日対応ワンストップ窓口について

厚生労働省では医療機関の外国人患者対応を更に高めるための取組を補完するため、「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を運営しています。この窓口は日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が開発しています。

救急相談	窓口情報	窓口でお問い合わせいただける内容	窓口で提供可能な情報
「お答えします！」 届いた時の ワンストップ窓口	問い合わせ先、資料等	地方公共団体からのご依頼受付	お問い合わせ先
事前登録 希少言語遠隔通訳サービス (株式会社BKKとの連携)	厚生労働省のその他の 外国人患者対応支援事業	やさしい日本語 がいてくれるのみならず、 びょうきのこと ときにもてください	English Useful Information in case you are sick or not feeling well

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和3年4月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類の項目として追加されています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

目的
患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（医療機関リスト）のポイント

- 外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により選別性があると判断された医療機関が掲載されます。都道府県が不適格と判断した医療機関は掲載されません。
- 都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した医療機関は「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、以下の2つのカテゴリに分類されています。
 - カテゴリ-1**：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（都道府県で1つ以上）
 - カテゴリ-2**：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受け入れ可能な医療機関（二次医療圏に1つ以上）

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	外国人患者を受け入れる適切な医療機関 （拠点的な医療機関としての選出は取可）
カテゴリ-1 （救急対応可能：都道府県で1つ以上） （要件） ● 多言語対応の選別性あり都道府県が判断 ● 地域医療体制を考慮し都道府県が選出	カテゴリ-2 （診療所含む：二次医療圏に1つ以上） （要件） ● 多言語対応の選別性あり都道府県が判断

医療機関リストは、令和元年産科から厚生労働省と観光庁が共同で取りまとめた。観光庁では日本政府観光局（JNTO）のHPにおいて多言語で公開しています。

1) 医療機関の名称、所在地、診療科目、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL。
2) 医療機関の名称、所在地、診療科目、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL、外国人患者を受け入れる医療機関の名称、電話番号、ホームページのURL。

都道府県	二次医療圏	医療機関	医療機関 郵便番号	住所 (英語)	住所 (英語)	電話番号	受付時間	WEBサイト	対応診療科目と対応言語	利用可能なクレジットカード
北海道	101 南渡島	医療法人社 心会函館新都市病院	Incorporat 041-0002	北海道函 531-1 Ishii 0139-46	月～金 8:45	http://yus	内科	EN, VISA, MA		
北海道	101 南渡島	市立函館病院	Hakodate 041-0008	北海道函 1-10-1 Inai 0139-43	月～金 8:30	http://www	救急科	E, VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 徳州会 札幌東徳州会病院	Tokushuku 085-0033	北海道札幌 14-3-1 Koi 011-772	月～金 7:00	http://www	救急科	E, VISA, MA		
北海道	104 札幌	社会医療法人 孝仁会 北海道大野記念病院	Hokkaido 083-0052	北海道札幌 Miyanosai 011-665-4	月～金 8:30	https://oh	脳神経外科	VISA, MA		
北海道	105 後志	JA 北海道厚生連 倶知安厚生病院	Kutcham 1044-0004	北海道札幌 1-2 Higashi 0139-22	月～金 8:00	http://www	救急科	E, VISA, MA		
北海道	112 上川中部	旭川赤十字病院	Shindo Ho 078-8214	北海道旭 1-1-1	0169-22	月～金 8:00	http://www	外国語科	VISA, MA	
北海道	112 上川中部	整形外科 渡藤病院	Shindo Ho 078-8214	北海道旭 15-6-4 Joo 0169-31	月～金 9:00	https://sh	整形外科	EN		
北海道	119 十勝	社会医療法人 北斗 北斗病院	HokutoHo 080-0833	北海道帯 7-5 Sinadao 0155-48	月～金 9:00	http://www	全科	E, VISA, MA		
北海道	120 網走	市立網走総合病院	Kushiro C 085-0822	北海道網 1-12 Shur 0154-41	月～金 9:00	http://www	全科	E, VISA, MA		
北海道	101 南渡島	閉館 五稜郭病院	Hakodate 040-8611	北海道函 38-3 Goryu 0138-51	月～土 8	www.goby	全科	EN, VISA, MA		
北海道	101 南渡島	木古内町国民健康保険病院	Kikonai M 049-0422	北海道函 1710 Azaho 0139-2	月～金 8:30	http://kik	内科	内科	EN	
北海道	101 南渡島	医療法人 秀真会 藤岡眼科	Shushinka 041-0802	北海道函 450-26 Shin 0139-34	月～金 9:00	http://www	眼科	EN		
北海道	101 南渡島	医療法人社 西西会 こにし内科・心臓血管クリニック	Konishi C 040-0053	北海道函 3-15 Suef 0139-83	月～金 9:00	http://www	内科	EN		
北海道	104 札幌	医療法人 徳州会 札幌徳州会病院	Sapporo T 004-0041	北海道札幌 1-1-1 Oyo 011-890	8:30～11	https://w	救急	EN, VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 札幌円山整形外科病院	Sapporo M 080-0007	北海道札幌 27-1-3 Ki 011-612	月～金 8:15	http://www	整形外科	EN		
北海道	104 札幌	社会医療法人 秀祥会 大塚眼科病院	OHTSUKA 001-0016	北海道札幌 Hokkaido 011-747	月～金 9:00	ontsuka	眼科	EN		
北海道	104 札幌	北星病院	Hokusei H 086-0081	北海道千 5-1-1 se 0123-24	月～金 9	http://www	内科	中住 VISA, MA		
北海道	104 札幌	医療法人 孝佑会 大連じんぽ皮膚科	Odon Jim 080-0042	北海道札幌 17-1-27 C 011-618	8:30～19:00	http://www	皮膚科	EN		
北海道	104 札幌	医療法人社 山内片山内科胃腸科	KATAYAMA 089-0817	北海道札幌 16-3 Nopp 011-385	月～金 9:00	http://www	内科	EN		
北海道	104 札幌	医療法人社 眞実会 札幌ファミリークリニック	Medical C 006-0852	北海道札幌 2-4-2 22 011-695	1/月/火 9:00	http://www	内科	EN	婦人科	
北海道	104 札幌	医療法人社 山口整形外科クリニック	YAMAGUCHI 082-0932	北海道札幌 2F Jinnaka 011-637	1/月/火 木	http://www	整形外科	EN		
北海道	105 後志	社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院	Otaru Kyu 047-0014	北海道小 0134-23	月～金 8:30	http://www	内科	外科	JOB, VISA	
北海道	105 後志	社会福祉法人 恩賜財団済生会 支那北海道済生会小樽病院	Social We 047-0008	北海道小 10-1 Chik 0134-25	月～金 8:30	http://w	内科	消化	VISA, NIC	
北海道	105 後志	医療法人社 田代整形外科医院	Ota Ortho 047-0263	北海道小 8-24 Min 0134-82	1/月/火 木	http://www	整形外科	EN		
北海道	105 後志	ニセコインターナショナルクリニック	nic (nisek 044-0081)	北海道千 176-100 Yo 0136-21	夏期間 4	www.nisek	家庭医療	VISA, MA		
北海道	106 南支庁	独立行政法人 労働者健康安全機構 北海道中央労災病院	JapanOrg 068-0004	北海道札幌 16-5 Higas 0126-22	月～金 8:00	http://hok	内科	EN, VISA, MA		
北海道	109 西胆振	社会福祉法人 北海道社会事業協会 洞爺病院	Corporat 049-5605	北海道札幌 128 Takas 0142-33	月～金 及	http://toy	内科	JACCS, VISA		
北海道	110 東胆振	苫小牧市立病院	Tomakom 053-6557	北海道苫 0144-33	平日 8	41	http://www	内科	消化	VISA, MA
北海道	110 東胆振	王子総合病院	Oji Gener 053-8506	北海道苫 3-4-8 Wai 0144-32	平日 8	41	http://www	全科	EN	
北海道	110 東胆振	助産協会 小牧病院	Kinikyjo T 053-0855	北海道苫 8-23 Icyo 0144-72	月～金 0	11	http://kin	産科	VISA, MA	
北海道	111 日高	医療法人 徳州会 日高徳州会病院	Hidakatok 056-0005	北海道日 1-10-27 S 0146-42	8:30～12	http://hid	英語	中住	JOB, VISA	

訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料 及び不払い情報報告システムへの協力依頼

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

厚生労働省では、外国人患者受入医療コーディネーター等の専門家がない医療機関においても、受診時の適切な説明を実施し、医療費不払いの発生防止に取り組んでいただけるよう、医療機関の受付窓口で活用できる簡易資料を作成しています。

また、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みの運用を開始しております。

専用ウェブサイト（<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>）への医療機関登録および該当事案が発生した場合の情報提供にご協力下さい。



厚生労働省以外 での取り組み

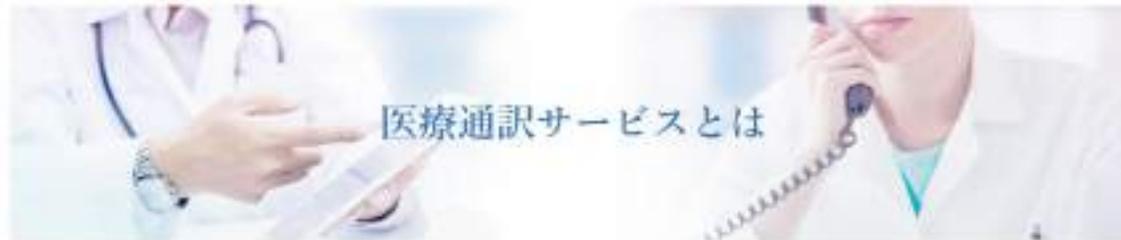
日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス

<https://mediphone.jp/forms/jma.html>

日本医師会医師賠償責任保険 基本契約への付帯サービスとして、
無料で年間20回まで医療通訳をご利用いただけます。

利用対象者：開設者・管理者が日本医師会A1会員である医療機関の医師・職員

- ・ 電話医療通訳：A1会員一人あたり年間20回まで無料、19言語、毎日8:30～24:00
- ・ 機械翻訳：回数無制限、18言語、毎日24時間（無料）



電話医療通訳

対応言語：19言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ベルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語・ウクライナ語）

対応時間：毎日8:30～24:00

※IC、ムンテラにも対応

※ウクライナから避難された患者やその親族における電話医療通訳については対象言語に関わらず、年間20回の回数制限を除外して対応

機械翻訳

対応言語：18言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ベルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語）

対応時間：毎日24時間

※ウクライナ語は対象外

全国保健所長会の各種情報提供（外国人対応）

http://www.phcd.jp/02/t_gaikoku/

新型コロナウイルス感染症、結核に関する多言語行政文書がダウンロードできる他、保健行政窓口のための 外国人対応の手引き、保健行政のための多言語行政文書集なども掲載されています。

新型コロナウイルス感染症

⇨ 下表は縦横スクロールできます。日本語版と比較しながらご利用ください。
※ その他の言語については、テーブル下部に随時追加します。

日本語	英語	ベトナム語	インドネシア語	ネパール語	中国語	タガログ語	ポルトガル語	フランス語	モンゴル語	タイ語
01 8つのポイント										
02 就業制限										
03 入院勧告書(第19条1)										
04 入院勧告書(第20条2)										

Pay Attention to the Following Eight Points at Home

Edited on 1 March 2020 (based on a report from the Japanese Society for Infection Prevention and Control)

Allocate a room to each family member.

- Every member of the family should have a private room. All family members should stay in separate rooms, even when eating and sleeping.
 - If you cannot divide your family members into separate rooms because you have a child or because there are not enough rooms, it is preferable to keep a distance of at least 2 meters from each other, or to divide a room with a partition or curtain.
 - Two people, if sleeping in one room, should place their beds in the opposite direction.
- An infected person should stay in his/her room whenever possible. You should minimize the use of common spaces such as toilets and the bathroom/washroom.

Have one specific person take care of the infected person, if possible.

- Those who have chronic problems with the heart, lung, diabetes, and/or lowered immunity, and pregnant women should avoid the care of infected people.

Wear a mask.

- Do not take a used mask to another room.
- Do not touch the surface of the mask. When to be removed, hold it by the elastic cords.
- Make sure to wash your hands with soap (or use sanitizer) after taking off a mask.
 - If your mask gets dirty, replace it immediately with a new one.
 - If you cough or sneeze when you are not wearing a mask, use a tissue or something else.

Wash your hands frequently.

- Wash your hands with soap or sanitize them with alcohol. Do not touch your eyes, nose, and mouth with unwashed hands.

Criteria for discharge and lifting with restrictions

If you have symptoms:

- 12 days after symptom onset and 72 hours after symptoms have completely disappeared.
- Temperature and respiratory tract mucous membrane specimens collected at least 24 hours apart and collected more than 24 hours after symptoms have disappeared.

If you are asymptomatic:

- 10 days after positive testing for COVID-19.
- Specimens are negative from two consecutive specimens collected more than 24 hours apart and collected more than 4 days after testing.

*For asymptomatic and asymptomatic, please use nasal swab, sputum, etc.

Admission to a lodging facility or self-isolation at home

Four local public health centers will monitor your health. Check and record your temperature twice a day every morning and evening. Notify for any fever.

Semi-optional Admission for asymptomatic with 100% compliance

If you have symptoms, you can either self-isolate or cooperate with case investigations and contact tracing performed by local public health staff. Your privacy is protected. Health care you receive during Semi-optional Admission or at the lodging facility will be paid for by the government. This may be required to cover 100% of the cost (including an usual income).

Contact information

Ministry of Health, Labour and Welfare